

令和7年1月受診分から

# 子ども医療費の

# 窓口負担が熊本県内どこでも無料に!



詳しくは市ホームページ

令和7年1月1日受診分から、子ども医療費受給者証とマイナ保険証などを窓口で提示すると熊本県内の医療機関の窓口負担が無料（現物給付）になります。

## Point 3

窓口無料化の対象外となる場合があります

以下の場合の対象外です。

- ・熊本県外の医療機関・調剤薬局で診療を受けた場合
- ・受給者証とマイナ保険証などの提示がない場合
- ・整骨院・鍼灸院等（保険診療分）の診療を受けた場合
- ・治療用装具（保険診療分）を作成した場合

いったん医療機関などで医療費を支払い、後日福祉課または各支所で払戻しの申請をしてください。  
（診療の翌月から1年間有効）

## Point 4

子ども医療費助成の対象外となる場合があります

以下の場合の対象外です。

保険外診療、予防接種、健康診断、入院時の食事療養費、スポーツ保険対象の診療、就学援助医療券による助成を受けられる診療、第三者行為（交通事故など加害者がいる場合の診療）

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167

## Point 1

熊本県内の入院も窓口負担が無料になります



令和6年12月31日受診分まで

|    | 阿蘇市内 | 熊本県内     | 熊本県外     |
|----|------|----------|----------|
| 通院 | 窓口無料 | 申請による払戻し | 申請による払戻し |
| 入院 |      |          |          |



令和7年1月1日受診分から

|    | 阿蘇市内 | 熊本県内 | 熊本県外      |
|----|------|------|-----------|
| 通院 | 窓口無料 |      | 申請による払い戻し |
| 入院 |      |      |           |

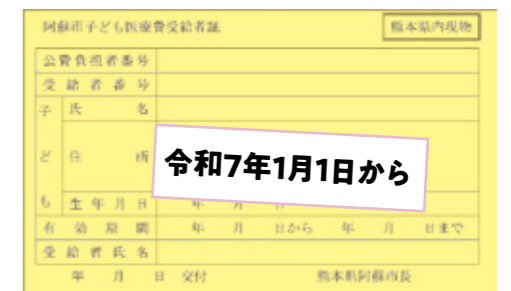
## Point 2

受給者証が新しくなります

令和7年1月1日から、「黄色の受給者証」をご利用ください。

「黄色の受給者証」は、令和6年12月中に現在「緑の受給者証」をお持ちの人に郵送します。

「緑色の受給者証」は、令和7年1月1日以降ご利用になれませんので各自で廃棄してください。



個人の方へ 遺言・遺産相続・借金・離婚・成年後見・交通事故など  
企業の方へ 企業法務・労働問題・紛争トラブル・商標・著作権など

完全予約制 相談料 / 30分 5500円 受付 / 9:00~17:30 (土日祝休)  
幅広く取り扱っております お気軽にご相談下さい

熊本県弁護士会所属  
弁護士 吉田孝充  
弁護士 松岡智之  
弁護士 高瀬真哉  
弁護士 笠賢太郎

法テラスもご利用いただけます  
熊本・荒尾事務所もございます

お悩みの際には  
TEL 0967-32-3363

弁護士法人ひのくに  
阿蘇市内牧963-11 (パチンコプロス駐車場内)

第6回地域セミナー オンライン (Zoom)  
「アルコール依存症を理解する・支える」  
～在宅支援の現場から～

令和6年11月30日(土) 10:00~12:00 (入室9:45)

講演: まつお不動産株式会社 代表取締役 松尾 実様  
講演: 特定非営利活動法人 ブルー・スカイ 理事長 榮 時弘様

ID: 839 7662 9803  
パスコード: 12345  
右のQRコードから入れます

参加費無料です。どなたでもどうぞ

主催: 社会福祉法人致知会 養護老人ホームあそ上寿園  
問合せ先: 〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1  
TEL 0967-32-5501

孤立しがちなアルコール依存症者の在宅(アパート)生活を支え続けておられる熊本と鹿児島のお2人に、それぞれの先駆的な取り組みの状況を、在宅支援の現場からお話しいたします。